

衆議院法務委員会ニュース

【第210回国会】令和4年11月9日（水）、第6回の委員会が開かれました。

1 民法等の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）

- ・ 葉梨法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・ 採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、立憲、維新、公明、国民、共産）
- ・ 宮崎政久君外4名（自民、立憲、維新、公明、国民）から提出された附帯決議案について、宮崎政久君（自民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・ 採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成一自民、立憲、維新、公明、国民、共産）
（質疑者）山下貴司君（自民）、田所嘉徳君（自民）、谷川とむ君（自民）、日下正喜君（公明）、吉田はるみ君（立憲）、鈴木庸介君（立憲）、鎌田さゆり君（立憲）、寺田学君（立憲）、阿部弘樹君（維新）、漆間譲司君（維新）、鈴木義弘君（国民）、本村伸子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

山下貴司君（自民）

- (1) 懲戒権に関する規定等の見直し
 - ア 禁止される「体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動」の定義及び体罰等を行った場合の法的効果
 - イ 体罰等に該当するか否かの具体的な判断基準
 - ウ 文部科学省策定の「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例」における「認められる懲戒」や「正当な行為」が家庭内でも許容される可能性及び本法案により許されない行為となる可能性の有無
- (2) 成人に達している者や既に戸籍に記載されている者への本法案附則第4条第2項に規定する経過措置の適用の有無
- (3) 養育費
 - ア 養育費の取決めがなくても一定額の養育費請求権が自動的に発生しそれを基に強制執行できる仕組みについての法制審議会での検討状況
 - イ 養育費の履行確保に向けた法務大臣の意気込み

田所嘉徳君（自民）

- (1) 平成23年の民法改正で行われなかった懲戒権の削除を本法案で行う意義
- (2) 離婚後300日以内に生まれた子を前夫の子と推定する嫡出推定の原則を維持することとした理由及び離婚後300日以内に生まれた子のうち母の再婚後に出生した者の割合
- (3) 施行日前に生まれた子に係る子及び母による嫡出否認の訴えの経過措置
 - ア 経過措置の期間を1年間とした理由
 - イ 経過措置が活用されるための周知活動の取組予定
- (4) 母の否認権の行使が否定される要件である「否認権の行使が子の利益を害することが明らかなき」の具体的内容
- (5) 前夫の否認権の行使が否定される要件である「否認権の行使が子の利益を害することが明らかなき」の具体的内容及び司法手続におけるDNA型鑑定による生物学上の父子関係の評価
- (6) DV事案等において現在行われている裁判手続上の被害者保護のための取組及び拡充策
- (7) 家族法制に関し時代の変化等に対応した政策をたゆまず推進する必要性についての法務大臣の見解

谷川とむ君（自民）

- (1) 国籍法第3条第3項の新設
 - ア 規定の新設の趣旨
 - イ 現行の運用と変更がないことの確認
 - ウ 虚偽認知による国籍の不正取得を防止するために行われている審査の内容
 - エ 国籍取得の届出後に認知が事実と反することが明らかになる具体的な場合及び認知無効の場合に母の出身国の国籍も取得できず無国籍となる可能性
 - オ 無国籍となる子を利益保護の観点から救済するための方策
- (2) 無国籍となった子が受けられる行政サービス
 - ア 義務教育諸学校への就学の可否
 - イ 住民票
 - a 住民票の取扱い
 - b 出生の日から60日以内に日本国籍を喪失した場合は自動的に外国人としての住民票が作成されることの確認
 - c 出生の日から60日経過後に日本国籍を喪失した場合は住民票は削除されたままとなることの確認
 - ウ 国民健康保険制度及び社会保障制度の適用の可否
 - エ 行政サービスを受ける前提となる国内在留の可否
- (3) 認知が事実と反することが明らかになり無国籍となる問題の解消のための今後の取組に向けた法務大臣の決意

日下正喜君（公明）

- (1) 子の心身の健全な発達のためのしつけ及び有害な影響を及ぼす言動の具体例
- (2) 改正後の民法第821条における子の人格の尊重の意義についての法務大臣の所見
- (3) 総合経済対策に盛り込まれた妊娠時から出産、子育てまでの伴走型支援の趣旨及び当該支援が児童虐待の未然防止に果たす役割
- (4) 本法案の趣旨を児童虐待の対応に関わる関係機関や国民へ周知する必要性
- (5) 無戸籍者の把握方法及び嫡出否認の訴えの経過措置の対象となる無戸籍者への通知方法
- (6) 国籍法第3条第3項の適用により無国籍となる者の救済に当たり法務大臣の裁量による解決ではなく特別の救済ルールを設ける必要性
- (7) 妻が夫の同意を得て行った第三者の提供精子を用いた生殖補助医療により生まれた子が嫡出否認をすることができないとした意義

吉田はるみ君（立憲）

- (1) 民法等改正案
 - ア 離婚後に再婚せず出産した場合の子の父
 - イ 推定される父がいることで生じる子の利益の内容
 - ウ 上記アの場合における本法案成立後の嫡出否認の申立権者が前夫、母及び子であることの確認
 - エ 再婚禁止期間の撤廃により女性が離婚と同日に再婚することの可否
 - オ 女性にとって屈辱的とも考えられる再婚禁止期間の短縮のために必要とされている懐胎していないことの証明が本法案で不要となることについての法務大臣の所感
 - カ 再婚1か月後に出産した場合の子の父

- キ 上記カの場合における嫡出否認の申立権者
- ク 上記カの場合においていやがらせ等の目的で前夫が嫡出否認の申立権者となることの可否
- ケ 前夫の嫡出否認の訴えが認められた場合には前夫は自分の子であることを否認できないことの確認
- コ 離婚後に再婚せず出産し、前夫は別の女性と再婚して子がいる場合の嫡出否認の申立権者
- サ 上記コの場合において前夫の再婚後の妻が前夫の再婚前の子について嫡出否認の訴えを提起することの可否
- シ 本法案の施行日
- ス 嫡出否認の訴えの経過措置の内容を無戸籍者に通知する方法を検討するに当たって無戸籍者を支援する団体等の意見を聞く必要性
- (2) 父の仕事が変わった後も子の養育費が支払われるようマイナンバーカードとひもづけをする必要性
- (3) 神戸連続児童殺傷事件の少年保護事件記録等の廃棄
 - ア 佐世保女子児童殺害事件及び亀岡暴走事故の少年保護事件記録等の存否
 - イ 事件の遺族に対する事件記録等の破棄の説明の有無
 - ウ 今後上記イの説明や報告を行う予定の有無
 - エ 公文書である事件記録等がなくなってしまったことについての法務大臣の所感
 - オ 事件記録等の廃棄について裁判所が遺族及び国民への説明を行う時期
 - カ 廃棄された記録の復元の検討の有無
 - キ 事件記録等の廃棄が家庭裁判所の責任で行われたことの確認
 - ク 家庭裁判所の上級裁判所である最高裁判所の責任の有無
 - ケ 重要な事件記録等の廃棄の責任の所在についての法務大臣の所感

鈴木庸介君（立憲）

- (1) 嫡出推定制度の見直し
 - ア 本法案の目的の一つが無戸籍問題の解決を図ることであることの確認
 - イ 婚姻の解消又は取消しの日から 300 日以内に出生した子に対する前夫の嫡出推定規定
 - a 改正後もこの規定を維持する理由及びその子の血縁上の父が前夫である可能性についての法務省の見解
 - b 嫡出が推定される子の血縁上の父親に関する調査の有無
 - c 上記 b の調査をしていない以上前夫の嫡出と推定することには根拠がないとの意見に対する法務省の見解
 - d 当該規定を廃止しなければ無戸籍問題の解決にならないとの意見に対する法務省の見解
 - ウ 本法案による嫡出推定の見直しに伴い前夫の嫡出と推定されないために本意でない再婚を強いることになるとの懸念に対する法務省の見解
 - エ 血縁上の父の任意認知等により前夫が関与せず前夫の嫡出推定を覆すこととするものの是非
 - オ 子の懐胎時の夫婦の別居等の証明により裁判手続を不要とすることの是非
- (2) 無戸籍問題の解決に向けた具体的な取組及び法務大臣の決意
- (3) 国籍法第 3 条第 3 項の新設
 - ア 認知無効の出訴期間を超過した後にその認知が事実と反していたことが判明した場合において民法上の親子関係は残る一方で日本国籍は遡って消滅することの確認
 - イ 上記アの場合の戸籍の取扱い
 - ウ 上記アの場合における子の戸籍が消除された後の戸籍記載上の配慮の有無
 - エ 認知無効の訴えの期間制限を設ける一方で、認知が事実と反することが明らかになった場合に日本国籍取得を無効とする期間を制限しないことのは非
 - オ 民法上の親子関係に基づいて在留資格の取得や帰化について特例的な制度を設けて措置する必要

性

カ 国籍法第3条第3項の新設を見送るべきとの意見に対する法務大臣の見解

(4) 懲戒権に関する規定等の見直し

ア 本法案における「体罰」の意義

イ 「子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動」の誤った解釈が児童虐待の口実となる懸念

ウ 本法案による懲戒権の削除及び体罰等の禁止に関する規定の具体的な周知・広報の検討状況

エ 子の監護教育権の行使として許容される行為の判断基準を明確にする必要性

オ 子の監護教育権に関する規定が行為規範として曖昧な中で本法案により国民の体罰に関する意識の変化が実現される可能性

鎌田さゆり君（立憲）

(1) 戸籍消除を行う場合の戸籍への具体的な反映方法

(2) 体罰禁止規定が設けられたことを周知徹底するために体罰の定義を示す必要性

(3) 嫡出推定制度の見直し

ア 再婚しない女性が本改正による措置から外れていることについての法務省の見解

イ 再婚者のみが対象であるため無戸籍者対策としての効果が限定的であるとの意見及び離婚後 300 日以内に生まれた子に対する前夫の嫡出推定規定を廃止すべきとの意見に対する法務省の見解

(4) 無戸籍者を解消する観点から父親の欄を空欄にした出生届の提出や子の単独戸籍の作成について議論する必要性

(5) 再婚後の夫の子との推定が覆された場合における前夫の子との推定の復活の可能性

(6) (5) の可能性がある以上母が出生届の提出をためらうとの指摘に対する法務省の見解

(7) 前夫にも嫡出否認権を認めることで子が不利益を被る可能性

(8) 別居後に懐胎した子に前夫の嫡出推定が及ぶことが無戸籍者の要因となっているとの認識の有無

(9) 別居後に懐胎した子に対する前夫の嫡出推定の例外の明文化を検討する必要性

(10) DV被害から逃れる母子の救済のため個人情報を知られずに嫡出否認権を行使する必要性

(11) 国連難民高等弁務官事務所の提言に従って国籍法第3条第3項の適用対象を改正民法 786 条に基づく認知無効の裁判が確定した 18 歳未満の者に限定すべきとの考えに対する法務大臣の見解

寺田学君（立憲）

無戸籍問題の解消と嫡出推定規定の見直し

ア 無戸籍者をゼロにすることが法務省の目標と使命であることの確認

イ 法務大臣も上記アと同じ認識であることの確認

ウ 本法案の成立により無戸籍者がゼロになる見通し

エ 母親が嫡出否認の訴えの提訴をちようちよする理由

オ 父親の欄は空欄のまま母親の戸籍に入ることと無戸籍のどちらが子の利益に適うかについての法務省の見解

カ 離婚後300日以内に出生した子は前夫の子であることが大宗であるとする根拠の有無

キ 離婚を希望する女性における別居のための経済的余裕の有無についての法務省の見解

ク 令和2年中に離婚した夫婦のうち離婚前1か月以内に同居をやめた割合の母数に高齢者が含まれていることの確認

ケ 離婚後300日以内に出生した子はDNA型鑑定等の父子関係の証明があれば前夫の推定が及ばないとする運用を行うことの可否

コ 無戸籍問題の解消のための改正法の実効性について継続して検証の上必要があれば嫡出推定制度を見直す必要性

- サ 離婚後300日間の嫡出推定の例外は婚姻中の不貞行為を容認するものか否かについての法務大臣の見解
- シ 母親に嫡出否認の訴えの提起を強要しないよう周知徹底する必要性
- ス 嫡出否認の訴えを提起しないと判断した者に寄り沿った対応を行う必要性
- セ 今後における嫡出推定制度の見直しの必要性についての法務大臣の見解
- ソ 無戸籍問題の解消のために法務省として論点整理を行うよう法務大臣が指示することの確認

阿部弘樹君（維新）

- (1) 懲戒権に関する規定等の見直し
 - ア ドイツでは民法典の法改正により親権の性質が権利から義務へと変化したことについての法務省の認識
 - イ 民法第821条の新設の意義
 - ウ 懲戒権の規定を削除したとしてもヨーロッパのような親権者による適切なしつけまで否定されるものではないことの確認
 - エ 懲戒権の規定を削除することにより親権者による適切なしつけや子を教え導くことができなくなるといった誤解を与えないようにすべきとの考え方に対する法務大臣の見解
- (2) 児童虐待への対応
 - ア 日本における児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合にする通報の仕組み
 - イ 児童虐待について国民から通報のあった件数
 - ウ 児童虐待を防止する観点から民法にも国民の通報義務を規定することの必要性
 - エ 児童虐待を行った者に対する刑事制裁等の司法介入に重点を置いた民法の見直しの必要性
- (3) 赤ちゃんポストに預け入れられた子や内密出産により出生した子に対する出産育児一時金等の支給の可否
- (4) 就籍
 - ア 就籍の仕組み
 - イ 無国籍問題及び無戸籍問題の就籍を利用した解消策に関する法制審議会における議論の有無
 - ウ 父に関する記載を要せずに就籍をすることの可能性についての法制審議会における議論の有無
 - エ サンフランシスコ平和条約の発効により無国籍となった者について就籍により戸籍を作成した事実の有無
 - オ 昭和63年に海岸において記憶喪失状態で発見された者に対して家庭裁判所による就籍許可がされたことの確認
 - カ 就籍が本法案による国籍法第3条第3項の新設の無国籍問題の解消策となり得る可能性
- (5) 知的障害者の出産に対する政府の取組
- (6) 国民に対して温かい国であるべきとの意見に対する法務大臣の見解

漆間譲司君（維新）

- (1) 懲戒権に関する規定等の見直し
 - ア 懲戒権に関する規定の削除の趣旨の周知広報の具体的方法
 - イ 地方自治体から児童虐待防止に関し寄せられる要望の内容及びこれらの要望への対応策についての厚生労働省の認識
 - ウ 学校教育法に心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動を禁止する旨の規定を追加する予定の有無
- (2) 国籍法第3条第3項の新設
 - ア 国籍法第3条第3項により日本国籍が認められなくなった者を退去強制することのないような柔

軟かつ人道的な対応の必要性

イ 今後の入管法改正の検討の有無

- (3) 障害に乗じた性犯罪や障害を知り得る立場に乗じた性犯罪を処罰する規定の検討状況
- (4) 父であることが否認された者が子の監護のために支出した費用を本来の扶養義務者である父や母に対して返還請求を行うことの可否及び子に償還を求めないこととした本法案の趣旨との整合性
- (5) 生殖補助医療における子の出自を知る権利の保障についての法務省及び厚生労働省の見解

鈴木義弘君（国民）

- (1) 改正後の生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律第10条
 - ア 同条で規定する生殖補助医療の実施に対する夫の「同意」は嫡出否認を制限する要件として十分であるか否かの確認
 - イ 同意の有無に関し立証責任を負う者
 - ウ 同意の証拠等を残すための家庭裁判所等の公的機関の関与の必要性
- (2) 生物学上の父でない夫が子からの嫡出否認の訴えによって将来的に父としての地位を失う可能性があることによる養育意欲喪失の可能性
- (3) 子が21歳に達するまでの間の嫡出否認の訴えの出訴期間の特則
 - ア 幼少時の3年間の同居でも特則の同居期間の要件を満たさないこととする事の妥当性
 - イ 今後の運用を踏まえ同居期間の要件を見直す必要性
- (4) 夫婦関係が事実上破綻している等の事情がある場合に嫡出推定が及ばないとする判例法理である外觀説を明文化する必要性
- (5) 子の利益のためには一度定まった親が変わることは妥当ではないとの指摘に対する法務省の見解
- (6) 前夫と後夫の合意によって裁判手続によらずに父子関係を否定することができる制度を導入すべきとの意見に対する法務省の見解
- (7) 裁判によらず早期に紛争を解決するための制度を設ける必要性についての法務大臣の見解

本村伸子君（共産）

- (1) 国籍法第3条第3項の新設
 - ア 虚偽認知について帰責性のない子が日本国籍を失うという不利益を被るとされることの妥当性
 - イ 外国で日本人父と外国人母との間に生まれた子が事実上反する認知により無国籍となる場合の救済の必要性
 - ウ 国籍を失う効果を遡及させることがその者の子や孫も含めて権利利益に大きな影響を及ぼすとの意見に対する法務大臣の見解
 - エ 無国籍者を適切に救済するためのフローチャートを支援者等とともに作成し法務省職員も含めて共有する必要性
 - オ 海外諸国と同様に親子関係が無効となることにより無国籍となる場合には国籍の喪失を生じさせないような措置を講ずる必要性
 - カ 無国籍者の支援を行う弁護士や支援団体等の運営費について国が支援をすべきとの意見に対する法務大臣の見解
 - キ 無国籍になる場合に法務局と出入国在留管理庁が連携して不法滞在となる期間を作らないよう配慮する必要性
- (2) 本法案による無戸籍問題への対応
 - ア DV等がある事案では母親が嫡出否認の訴えを行うハードルが高く無戸籍問題の解決にはならない可能性

- イ DV等がある事案に関して内密出産の例に倣い子の単独戸籍を市区村長の職権で作ることの当否
 - ウ 無戸籍者に関して年間に 500 件程度といわれる調停や裁判の事例を検証して支援に活用する必要性
 - エ 行政窓口の研修の徹底及び無戸籍者の支援団体等への運営費等の支援を国が行うべきとの意見に対する法務大臣の見解
- (3) 嫡出推定制度及び戸籍制度の見直し
- ア 差別的な概念として用いられてきた嫡出という用語の見直しについての具体的な検討状況
 - イ 嫡出推定制度及び戸籍制度の見直しのための研究会や検討会を開催する必要性
- (4) 11月1日の本会議において法務大臣が答弁した選択的夫婦別姓についてコンセンサスを得るための情報提供の具体的な内容及び人権問題との認識を持つことの必要性